

## 我が国における国際機関へのデータ提供状況について

標記について、前回の第15回分科会における委員からの御意見を踏まえ、各府省等から収集した情報を整理したところ、概要は以下のとおりである。

### 1 我が国及び諸外国からの国際機関へのデータ提供状況

令和4年度における我が国に対するデータ提供依頼は、180件。このうち、約8割の143件に対して全部又は概ね提供を行っている。

※ 内訳は、以下のとおり。

- ・依頼内容全体について「全部提供」又は「概ね提供」（依頼内容の5割以上）；143件
- ・依頼内容全体について「一部のみ提供」（依頼内容の5割未満）又は一部の項目について「提供困難」（他の項目に「全部提供」等のある場合を含む。）；27件
- ・依頼内容全体について「提供困難」；10件

残りの37件のうち、国際機関のデータベース等へのデータ登録を確認できた24件について、我が国及び諸外国<sup>※</sup>の登録状況を比較したところ、日本を含む3か国以下が未登録であるものは9件（資料1-2）。

※ OECD加盟国かつG20参加国である計11か国（日本、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、英国、米国、オーストラリア、韓国、メキシコ及びトルコ）

### 2 我が国が未登録のデータへの対応の改善（案）

上記「1」の9件については、対応の改善が国際機関のデータベース等の充実につながり、国際貢献度が高いと思われる。については、当該提供依頼に対応している府省に対し、今後、他府省の対応状況も踏まえつつ、以下の観点によりヒアリングを実施予定。

- (1) 依頼全体ではなく部分的にでもデータを提供できないか。
- (2) 依頼条件に厳密に合致しなくても類似データを提供できないか。
- (3) 集計事項の見直し又は調査票情報の二次利用によりデータを提供できないか。

ヒアリング結果を踏まえ、現行の調査計画を所与とすることを基本としつつ、各府省横断的な課題を抽出し、改善策を検討することとしたい。